

別表（第2条関係）

高齢者施設等の種類		助成対象者	上限額
介護保険法（平成9年法律第123号）第8条に規定する介護サービスを提供する市内の事業所	通所介護	次のいずれかに該当する者	(1) PCR検査 1人当たり 20,000円 (2) 抗原定量検査及び抗原定性検査 1人当たり 7,500円
	通所リハビリテーション	(1) 職員に対しPCR検査又は抗原定量検査を受検させ、助成対象経費を負担した事業所	
	地域密着型通所介護	(2) 利用者に対しPCR検査等を受検させ、助成対象経費を負担した事業所	
	認知症対応型通所介護	次のいずれかに該当する者	
	短期入所生活介護	(1) 職員に対しPCR検査又は抗原定量検査を受検させ、助成対象経費を負担した事業所	
	短期入所療養介護	(2) 利用者又は利用予定者に対しPCR検査等を受検させ、助成対象経費を負担した事業所	
	小規模多機能型居宅介護	(3) 左欄施設の利用予定者であって、利用予定先の事業所がPCR検査等を必要と認める者	
	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	次のいずれかに該当する者	
	認知症対応型共同生活介護	(1) 利用者又は利用予定者に対しPCR検査等を受検させ、助成対象経費を負担した事業所	
		(2) 左欄施設の利用予定者であって、利用予定先の事業所がPCR検査等を必要と認める者	
	職員に対しPCR検査又は抗原定量検査を受検させ、助成対象経費を負担した事業所		
	訪問介護	訪問リハビリテーション	
	訪問入浴介護		
	訪問看護		
	訪問看護		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
市内の高齢者施設	都市型軽費老人ホーム	次のいずれかに該当する者 (1) 利用者又は利用予定者に対しPCR検査等を受検させ、助成対象経費を負担した事業所	

	住宅型有料老人ホーム及び介護専用型有料老人ホーム (いずれも定員29名以下の施設に限る。)	(2) 左欄施設の利用予定者であって、利用予定先の事業所がPCR検査等を必要と認める者
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス、同条第27項に規定する地域活動支援センターを提供する市内の事業所	居宅介護	職員に対しPCR検査又は抗原定量検査を受検させ、助成対象経費を負担した事業所
	重度訪問介護	
	同行援護	
	行動援護	
	生活介護	次のいずれかに該当する者 (1) 職員に対しPCR検査又は抗原定量検査を受検させ、助成対象経費を負担した事業所 (2) 利用者又は利用予定者に対しPCR検査等を受検させ、助成対象経費を負担した事業所 (3) 左欄施設の利用予定者であって、利用予定先の事業所がPCR検査等を必要と認める者
	短期入所	
	自立訓練	
	就労移行支援	
	就労継続支援	
	就労定着支援	
自立生活援助		
地域活動支援センター		
共同生活援助	次のいずれかに該当する者 (1) 利用者又は利用予定者に対しPCR検査等を受検させ、助成対象経費を負担した事業所 (2) 左欄施設の利用予定者であって、利用予定先の事業所がPCR検査等を必要と認める者	
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定するサービスを提供する市内の事業所（重症化リスクが高い場合）	児童発達支援	次のいずれかに該当する者 (1) 職員に対しPCR検査又は抗原定量検査を受検させ、助成対象経費を負担した事業所 (2) 利用者又は利用予定者に対しPCR検査等を受検させ、助成対象経費を負担した事業所 (3) 左欄施設の利用予定者であって、利用予定先の事業所がPCR検査等を必要と認める者
	放課後等デイサービス	

<p>市内の教育支援学級（重症化リスクが高い場合）</p>	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 職員であって、当該教育支援学級設置校の校長がPCR検査又は抗原定量検査を必要と認める者</p> <p>(2) 児童・生徒又は入級予定者であって、当該教育支援学級設置校の校長がPCR検査等を必要と認める者</p>
<p>その他特に重症化リスクが高い者の集団で形成され、かつ、感染リスクが高いと市長が認める施設又は事業所</p>	<p>市長が別に定める者</p>

備考 上限額の範囲内であれば、複数回の助成も可能とする。